

徳島県告示第百十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和八年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに限る。） 、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和八年七月十二日（日曜日）	令和八年六月十日（水曜日）から同年八月九日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和八年九月十日（木曜日）から同年十一月十一日（水曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十三歳未満の者であつて被保険者であるもの（以下「二十三歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては六千百円、二十三歳未満の者であつて被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万六千二百円） その他の職種 一万八千二百円（二十三歳未満の被保険者が三級を受ける場合にあつては九千二百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。） 、とび、防水施工、塗装（建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和八年八月二十三日（日曜日）	令和八年八月十日（水曜日）から同年八月九日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和八年九月十日（木曜日）から同年十一月十一日（水曜日）までの間において徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。） 、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に限る。） 、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（鋼製地下工事及びボード仕上げ工事は学科試験のみ実施）	一級及び二級	令和八年八月三十日（日曜日）				
園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。） 、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。） 、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。） 、表装、フラワー装飾	一級及び二級	令和八年九月六日（日曜日）				

